

広島県告示第 376 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 24 年 4 月 5 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 24 年 3 月 28 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

尾道市正徳町 309 番 8 に接する道の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 尾道市吉和町字福地 1076 番地の国土地理院四等三角点「元之洲」（北緯
34 度 23 分 59 秒 8080，東経 133 度 09 分 51 秒 8168，標高 94.12m）か
ら 142 度 43 分 14 秒 379.83m の地点

②の地点	①の地点から	210 度 58 分 15 秒	5.12m の地点
③の地点	②の地点から	210 度 58 分 00 秒	21.67m の地点
④の地点	③の地点から	230 度 59 分 47 秒	4.43m の地点
⑤の地点	④の地点から	240 度 13 分 03 秒	2.49m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	212 度 05 分 40 秒	8.14m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	127 度 05 分 27 秒	0.47m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	211 度 44 分 09 秒	39.34m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	212 度 10 分 10 秒	24.47m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	210 度 53 分 26 秒	3.31m の地点
⑪の地点	⑩の地点から	213 度 00 分 15 秒	6.98m の地点
⑫の地点	⑪の地点から	219 度 37 分 58 秒	4.93m の地点
⑬の地点	⑫の地点から	223 度 34 分 19 秒	4.11m の地点
⑭の地点	⑬の地点から	301 度 52 分 57 秒	5.48m の地点
⑮の地点	⑭の地点から	31 度 55 分 18 秒	33.21m の地点
⑯の地点	⑮の地点から	120 度 12 分 15 秒	0.09m の地点

⑰の地点	⑯の地点から	31度56分58秒	5.60mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	303度53分31秒	0.09mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	31度57分40秒	32.78mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	121度57分22秒	2.49mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	31度58分11秒	41.49mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	302度14分34秒	0.41mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	31度57分53秒	13.94mの地点

(3) 面積

804.86 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成11年9月6日 広島県告示第892号

(平成11年8月30日付け指令港第58号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市